

新型コロナウイルス感染症に係る  
国保保険料の減免措置について

標記について別紙案内をお読みいただき、減免措置に該当する組合員は必要書類をご用意の上、申請してください。

なお、申請の受付は令和2年8月1日から1カ月間となります。

申請が遅れる場合等、ご不明な点は下記までご連絡ください。

令和2年7月13日

埼玉県歯科医師国保組合

TEL048-829-2325

## 組合員の皆様へ

### 新型コロナウイルス感染症に係る国保保険料の減免措置について

埼玉県歯科医師国民健康保険組合に加入している組合員で、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、又は給与収入の減少見込額が一定の基準に該当した方等は、国民健康保険料が減免されます。

以下についてご確認いただき、減免に該当する方は別紙様式と必要な書類を添付いただきご申請ください。

なお、ご不明な点は組合事務局（048-829-2325）までご連絡ください。

#### 1 減免の対象となる世帯

次の基準に該当している方は、保険料が減免されます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（※）が死亡した世帯  
※ 主たる生計維持者が本組合の組合員で、その組合員の死亡により世帯全員が本組合の資格を喪失する場合は、喪失する月の前月分までの減免となります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った世帯  
※ 重篤な傷病とは、生命維持装置や1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいいます。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の本年の事業収入、又は給与収入の見込みの額が、前年の当該事業収入等の額より3割以上減少した世帯

#### 2 減免の割合

- (1) 1の対象となる世帯が(1)又は(2)の場合 【国保保険料を全額免除】
- (2) 1の対象となる世帯が(3)の場合
  - ① 本年の事業収入等の見込みの額が、前年の当該事業収入等の額より5割以上減少する場合 【国保保険料を全額免除】
  - ② 本年の事業収入等の見込みの額が、前年の当該事業収入等の額より4割以上5割未満減少する場合 【国保保険料の全額の3/4を減額】
  - ③ 本年の事業収入等の見込みの額が、前年の当該事業収入等の額より3割以上4割未満減少する場合 【国保保険料の全額の2/4を減額】

#### 3 減免の対象となる保険料

令和2年4月分から令和3年3月分（令和2年度分）の保険料となります。

#### 4 保険料返還の方法

すでに徴収した保険料は、一括返還とし、その後は保険料を一旦納付していただき、定期的に還付します。

#### 5 必要な手続き

- (1) 支給対象となる世帯に該当する組合員につきましては、まずは組合事務局まで電話にてお問い合わせください。
- (2) 申請には「① 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免申請書」が、事業収入または給与収入のいずれかが減少した場合は、「② 国民健康保険料減免に伴う事業収入等申告書」が必要となります（事業主経由で郵送してください）。

#### 6 申請に必要な添付書類

- (1) 1の対象となる世帯が(1)の場合 【死亡診断書】
- (2) 1の対象となる世帯が(2)の場合 【医師の診断書】
- (3) 1の対象となる世帯が(3)の場合  
【昨年の収入状況が確認できる確定申告書の写し、源泉徴収票の写し】  
【事業収入等の減少した状況が確認できる帳簿や給与明細書等の写し】

#### 7 その他

組合は、虚偽の申請その他不正行為によりこの保険料の減免を受けた組合員があると認められたときは、本組合新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免取扱要綱第6条の規定によりその組合員に係る保険料の減免の決定を取り消すことがあります。

**申請の受付は令和2年8月1日から1カ月とさせていただきます。**

**申請が遅れる場合等は事務局までご連絡ください。**

問合せ先  
埼玉県歯科医師国保組合事務局  
TEL048-829-2325

理事長	常務理事	事務局長	課長	副課長	係

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免申請書

被保険者証記号・番号		組合員種別	第1種・第2種
組合員氏名	男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日
減免を申請する理由	(該当する箇所を○で囲んでください。) 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したため 2 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負ったため 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の本年の事業収入又は給与収入の見込み額が、前年の当該事業収入等の額より、3割以上減少したため		
保険料の還付を受ける振込先	銀行名		支店名
	預金種類	普通・当座	口座番号
	(カタカナ) 口座名義人		

※ 必ず裏面の証明書類の添付をお願いします。

上記のとおり保険料の減免を申請します。

令和 年 月 日

組合員住所 〒

組合員氏名

㊞

※ 上記の申請者が第2種組合員(従業員)の場合は、下記に第1種組合員(事業主)の記入をお願いします。

診療所住所 〒

事業主氏名

㊞

埼玉県歯科医師国民健康保険組合理事長 様

## ＜申請する際の添付書類等＞

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯  
(添付書類) 死亡診断書

※ 主たる生計維持者が本組合の組合員で、その組合員の死亡により世帯全員が本組合の資格を喪失する場合は、減免の対象となりません。

- 2 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯  
(添付書類) 医師の診断書

※ 重篤な傷病とは、1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいう。

- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の本年の事業収入又は給与収入の見込みの額が前年の当該事業収入等の額より、3割以上減少した世帯

- (1) 昨年の収入状況が確認できるもの

(添付書類) 確定申告書の写し、源泉徴収票の写し

- (2) 事業収入等が減少した期間の収入状況が確認できるもの

(添付書類) 国民健康保険料減免に伴う事業収入等申告書【別紙】

上記の申告書に記載した数字が確認できるもの(帳簿や給与明細書等の写し)

国民健康保険料減免に伴う事業収入等申告書  
(新型コロナウイルス感染症影響分)

令和 年 月 日

(記号・番号) \_\_\_\_\_

(組合員氏名) \_\_\_\_\_

(連絡先) \_\_\_\_\_

前年の年間収入額及び本年の年間収入見込み額は、以下のとおりです。

※ 該当する項目をチェックしてください。

項 目	令和元年実績額(1月から12月)	令和2年見込み額(1月から12月)
<input type="checkbox"/> 事業収入	円	円
<input type="checkbox"/> 給与収入	円	円

(内 訳)

	令和元年実績額	令和2年見込み額
1月	円	円
2月	円	円
3月	円	円
4月	円	円
5月	円	円
6月	円	円
7月	円	円
8月	円	円
9月	円	円
10月	円	円
11月	円	円
12月	円	円
合 計	円	円

※ 令和2年の内訳の実績額が分かる月は、実績額を記入してください。

## 令和2年の収入見込み額の算出方法について

「令和2年の収入見込み額」は、「申請前月までの収入実績」と「収入実績に基づいた申請月以降の見込み額」を加えて算出します。

次の算出事例を基本としてください。

### 【事業収入の算出事例】

新型コロナウイルス感染症の影響で、4月から6月までの事業収入が減少した事例

令和2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
事業収入	200万円	200万円	160万円	110万円	80万円	140万円	160万円	1,050万円

《8月時の申請事例》

「令和2年の事業収入見込み額」＝

「7月までの事業収入実績合計」＋「事業収入実績に基づいた8月以降の見込み額」(※)

《上の表から》

1～7月の実績合計「1,050万円」＋8月以降の見込み額「550万円」＝1,600万円

※ 8月以降の見込み額 550万円 ＝ 4～6月実績 330万円 ÷ 3か月 × 5か月

《減少率》 令和元年事業収入実績 … 2,400万円 (仮定)

減少額 800万円＝

令和元年事業収入 2,400万円 － 令和2年度事業収入見込み 1,600万円

減少額 800万円 ÷ 令和元年事業収入 2,400万円 = 0.33 ⇒ **33%の減少率で3割以上に該当**

※「事業収入実績に基づいた申請月以降の見込み額」は、(新型コロナウイルス感染症の影響があった月の収入合計 ÷ 影響月数 × 残存月数) で算出します。8月申請の場合の残存月数は5か月です。

影響があった月は、連続した3か月以上であれば、上記の「4～6月実績」以外にも、各申請者の状況に応じて「3～5月実績」、「4～7月実績」などでも可能です。

### 【給与収入の算出事例】

《8月時の申請事例》

新型コロナウイルス感染症の影響で、3月から7月までの給与収入が減少した事例

「令和2年の給与収入見込み額」＝

「7月までの給与収入合計額」＋「給与収入実績に基づいた8月以降の見込み額」(※)

※ 8月以降の見込み額 ＝ 3～7月給与実績 ÷ 5か月 × 5か月

※「給与収入実績に基づいた申請月以降の見込み額」は、(新型コロナウイルス感染症の影響があった月の収入合計 ÷ 影響月数 × 残存月数) で算出します。8月申請の場合の残存月数は5か月です。

なお、当組合が合理的と判断できる算出方法であれば、上記の算出事例以外のものでも差支えありません。提出された算出方法について、当組合が個別に判断させていただきます。